

Mate/VersaPro SupportPack G8

ご利用の手引き

～お客様へのお願い～

本サービスをご利用いただくには、お客様登録が必要です。
本冊子に記載の手順にて、速やかにご登録いただきますようお願い
いたします。

お客様登録には、本冊子に記載の「サポートパック型番」と「製品
シリアルNo.」が必要です。紛失しないようご注意ください。

はじめに

このたびは日本電気株式会社（以下「NEC」といいます。）保守のパッケージ製品「Mate/VersaPro SupportPack G8」〔週6日対応版・週7日対応版・週7日夜間出張付版〕（以下「本サポートパック」といいます。）をお買い上げいただき、誠にありがとうございます。

本冊子には、本サポートパックにて提供されるサービス（以下「本サービス」といいます。）の概要、サービスの開始に必要なとなりますお客様登録の手順、障害発生時の連絡方法などを記載しています。本サービスのご利用にあたって重要な情報となりますので、必ずお読みいただきますようお願いいたします。

「ご利用の手引き」の内容に同意できることをご確認ください。

同意できない場合には、本サポートパックをお買い上げ後14日以内にお買い上げいただいたご購入元にご返却くだされば、領収書その他の購入を証するものと引き換えに代金をお返しいたします。

本サポートパックに基づく保守サービスの提供期間は、お客様の登録申請日にかかわらず、登録申請いただいたNECパーソナルコンピュータ株式会社製パーソナルコンピュータ本体の保証開始日（ご購入日）からご購入された本サポートパックの年数（3年間、4年間または5年間）です。ただし、製品の補修用性能部品の最低保有期間は出荷年月から5年です。出荷年月から5年を経過した製品は、本サービスのサービス期間を短縮させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

お客様が本サポートパックに基づく保守サービスのご利用を途中で中止した場合であっても、お支払いいただいた料金は返金いたしません。

本サポートパック1ライセンスにつきサービスを受けられるNECパーソナルコンピュータ株式会社製パーソナルコンピュータの台数は1台とします。

サービスをご利用いただく前に

重要

お買い上げ後30日以内にご登録ください。

本サービスの利用を開始するには、本サポートパックおよび対象機器のお買い上げ後30日以内にお客様情報を登録いただく必要があります。登録が完了しなければ、本サービスの提供は開始されません。

ご注意！

- ・当該期間内に登録されなかった場合、本サービスを受けられない場合があります。
- ・ご登録いただく際、本冊子に記載の「サポートパック型番」と「製品シリアルNo.」が必要になります。本冊子を紛失された場合、登録できなくなりますのでご注意ください。

・連絡先シール

本パッケージには、「連絡先シール」が同梱されております。本シールには故障発生時の連絡先が記載されていますので、対象機器の見やすい部分に貼りつけてください。

目 次

第1章 Mate/VersaPro SupportPack G8 とは	4
1. 1 対象機種	4
1. 2 ハードウェア標準保証とサポートパック G8	4
1. 3 本サービスの対応時間	4
1. 4 本サービスの提供期間	4
第2章 お客様情報の登録	5
2. 1 登録に必要な情報を事前に準備する	5
2. 2 「NECサポートポータル」からお客様情報を登録する	7
2. 3 お知らせメールの内容に従って「本登録する」（初回登録時のみ）	8
2. 4 登録完了を確認する	8
第3章 サービスの利用方法	8
3. 1 修理を依頼する	8
3. 2 登録済みの設置場所やオプション機器などの情報を変更する	8
3. 3 保守作業履歴を参照する	8
SupportPack サービス仕様書	9
SupportPack サービス実施条件	10

第1章 Mate/VersaPro SupportPack G8 とは

Mate/VersaPro SupportPack G8 は、ご購入いただきましたNEC製 Mate/VersaPro シリーズパーソナルコンピュータに対して、お客様に保守サービスを利用いただくために用意されたパッケージ製品です。本冊子に記載の手順（第2章）にてご登録いただくことにより、簡単にサービスを開始することができます。

1. 1 対象機器

本サービスの適用範囲は、第2章に記載された登録手続きに基づき、NECに登録され、かつ日本国内に設置された対象PC本体および本体に内蔵される対象PC用純正オプション機器、シャープNECディスプレイソリューションズ株式会社製ディスプレイ、マウス、キーボードのハードウェア製品（以下対象機器といいます。）です。

1. 2 ハードウェア標準保証とサポートパック G8

1. 2. 1 ハードウェア標準保証

対象PC本体には、ご購入後一定の保証期間が設定されています。保証期間内に万一ハードウェアが故障した場合、保証規定に基づき修理いたします。詳細につきましては、ご購入になられました対象PC本体に添付されている保証書および保証規定をご確認ください。

（ご注意）

PC本体に添付されている保証書に、ご購入元、またはNECの捺印およびご購入日が記入されていることをご確認ください。もしくは、そのPC本体のご購入日を特定できる納品書や領収書等があることをご確認ください。

1. 2. 2 サポートパック G8

サポートパック G8 は、標準のハードウェア保証内容をさらに充実させ、対象機器購入後、最大5年間まで本サービスをお客様に提供するためのパッケージ製品です。

サービス名		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
サポートパック G8	3年間保守	出張修理			有償修理	
	4年間保守	出張修理				
	5年間保守	出張修理				

1. 3 本サービスの対応時間

	修理受付	出張修理対応
週6日	365日 24時間	週6日間（※3）8：30～21：00
週7日	（※1、※2）	365日 8：30～21：00
週7日夜間出張付	365日 24時間 （※2）	365日 24時間

（※1）8：30～17：30に対応依頼を受け付け、出張修理が必要と判断した場合、当日中に現地到着しオンサイトでの対応を開始します。

（※2）次に掲げる場合は翌サービス提供日以降の対応となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

- ・現地到着までに、交通事故、渋滞等が発生した場合
- ・悪天候、天災、感染症などが発生した場合
- ・修理部品の一時的な在庫切れ等による場合

（※3）土日を含めた週6日の選択が可能（例：月曜日～土曜日、火曜日から日曜日など）

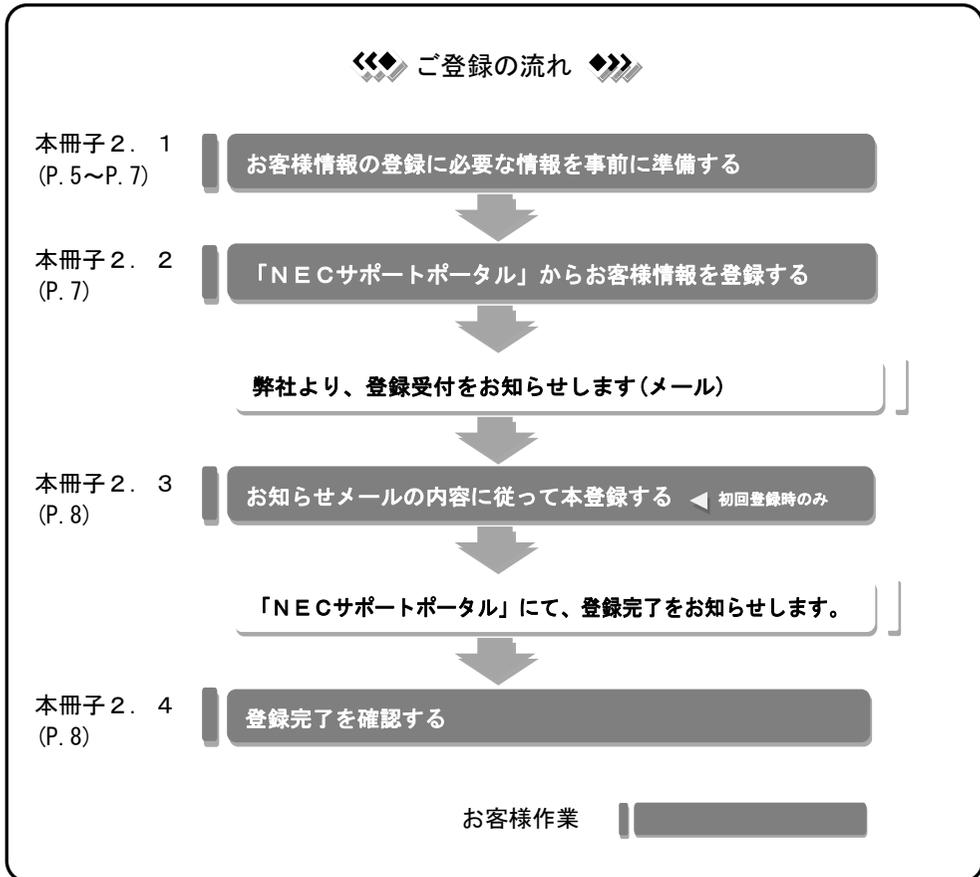
1. 4 本サービスの提供期間

本サービスの提供期間は、お客様の登録申請日にかかわらず、登録申請いただいた対象PC本体のご購入日（検収日）から起算して、ご購入されたサポートパック G8 の年数（3年間、4年間または5年間）を加算した日までです。

※ご購入日（検収日）からご登録までの経過期間は本サービス期間から差し引かれます。

第2章 お客様情報の登録

本サービスをご利用いただくには、「NECサポートポータル」からお客様情報をご登録いただく必要があります。



2.1 登録に必要な情報を事前に準備する

登録を行う前に必要となる情報をご準備いただくことで、登録作業を円滑に進めることができます。次ページ「登録項目と入力内容」に記載されている情報をご準備ください。

登録項目と入力内容

必須 の項目は入力必須

システム情報		新規登録の場合に入力する項目です。 NECサポートポータルをご利用の際、サポートIDと紐付けて管理される情報です。
お客さま名	必須	お客様の会社名／団体名とシステム名をご入力ください。 複数のサポートIDをお持ちの場合に各サポートIDを区別するのに役立ちます。
システム名	必須	
ログイン情報		既にお持ちのサポートIDにサポートパックを追加登録する場合に必要な情報です。新規登録の場合は必要ありません。
サポートID		お持ちのユーザID、パスワードでNECサポートポータルにログインしてください。 複数のサポートIDをお持ちの場合はサポートパックを追加登録するサポートIDをお選びください。
ユーザID		
パスワード		
サポートパックの情報		
サポートパック型番	必須	本書表紙のラベルに記載されている本サポートパックの型番と製品シリアルNo. をご入力ください。
製品シリアルNo.	必須	
サービス内容		情報漏洩対策強化版の場合、サービス内容を HDD情報漏洩防止サービス／データ消去サービス から選択できます。
対応曜日		週5日／週6日間対応のサポートパックの場合、対応曜日を選択することができます。 例：月曜日～金曜日、火曜日～土曜日 など
サポート対象製品の情報		
構成名		システム名やPC本体の名称をご入力ください。 複数のサポートパックを登録した場合、設置場所変更を行う際に構成名毎に一括変更することができます。
サポート対象製品型番	必須	サポート対象製品本体の保証書や装置銘板に記載されているPC本体の型番をご入力ください。
製造番号	必須	PC本体の製造番号をご入力ください。
ご購入日	必須	PC本体のご購入日をご入力ください。 PC本体のご購入日がサービス提供期間の開始日となります。
設置場所情報		サポート対象製品の設置場所の情報をご入力ください。 修理でお伺いする際の住所となりますので、番地・ビル名まで正確にご入力ください。
	郵便番号	必須
	住所	必須
	会社名／団体名	必須
	ご所属	
	お名前	必須
	電話番号	必須
オプション機器情報		Mateは単体で販売されているシャープNECディスプレイソリューションズ株式会社製液晶ディスプレイをサポート対象機器に加えることができます。 ※ Mate 純正液晶ディスプレイはPC本体型番の登録だけでサービスが受けられます。 (Mate 純正液晶ディスプレイの型番は登録できません。) ※ サポート可能な単体液晶ディスプレイは17型以上24型以下の単体液晶ディスプレイで、1台のみ登録可能です。(一部の特殊なディスプレイは対象外です。) ※ ご登録の際は、登録画面の「サポート対象の単体ディスプレイ一覧」をご確認の上、単体液晶ディスプレイの保証書に記載の型番をご入力してください。
	型番	
	数量	

次ページへ続きます。

お申し込み者様の情報	新規登録する場合に必要な情報です。
会社名・団体名 必須	お申し込み者様の情報をご入力ください。 登録内容に関してNECサポートパック登録受付センターから確認事項がありました場合のご連絡先となります。 また、お申し込み者様へは、NECサポートポータルのご契約者様専用画面をご利用いただく際に必要となるユーザIDを発行いたします。
所属 必須	
お名前フリガナ 必須	
お名前 必須	
郵便番号 必須	
住所 必須	
電話番号 必須	
メールアドレス 必須	
役割	お申し込み者様の役割を「利用管理者」、「利用管理者代行」から選択できます。 ※ 通常は、お申し込み者様は「利用管理者代行」をお選びください。
利用者の情報	新規登録する場合に必要な情報です。
会社名・団体名 必須	ご契約者様（エンドユーザ様）の情報をご入力ください。 ご契約者様には、NECサポートポータルのご契約者様専用画面をご利用いただく際に必要となるユーザIDを発行いたします。 ※ お申し込み者様とご契約者様が同一の場合は、NECサポートポータルをご利用になる方をご入力ください。（お申し込み者様とは異なる方をご入力ください。）
所属 必須	
お名前 フリガナ 必須	
お名前 必須	
郵便番号 必須	
住所 必須	
電話番号 必須	
メールアドレス 必須	
役割 必須	利用者の役割を「利用管理者」、「利用管理者代行」から選択できます。 ※ 通常は、ご契約者様は「利用管理者」をお選びください。 ※ 「利用管理者」は最大3名まで、「利用管理者代行」は最大2名まで登録可能です。 ※ 「利用管理者」と「利用管理者代行」は、少なくともそれぞれ1名ずつの登録が必要です。
その他	
本登録キー 必須	新規登録の場合に必須入力となります。 ユーザIDの本登録の際に必要なキーをお好きな4桁の数字でご指定ください。 ユーザIDの本登録とは お申し込み者様と利用者様（ご契約者様）へユーザIDを発行する際、「仮ユーザID」と「初期パスワード」をメールにてお知らせいたします。メールに記載の手順で本登録をおこなっていただくことで、正式な「ユーザID」を発行いたします。「本登録キー」は本登録をおこなう際に必要となるキー情報で、正規のお申し込み者様、利用者様（ご契約者様）からの本登録であることを確認するために使用されます。 ※ 「本登録キー」は本登録の手続きのためだけに使用されます。 ※ 利用者様（ご契約者様）が本登録の手続きをおこなう際にも「本登録キー」が必要となりますので、ここで指定した4桁の数字を利用者様（ご契約者様）へお伝えください。

※ 登録項目およびその内容は、変更となる場合があります。

2. 2 「NECサポートポータル」からお客様情報を登録する

NECサポートポータルから、登録画面の案内に従って本サービスの登録を行ってください。



NECサポートポータル

<https://www.support.nec.co.jp/>

ご契約確認・各種手続き

➡ サポートパック／サポートバンドルの登録

■ 新しいサポートIDを取得して登録する場合（初回登録）

「登録お申込み」にお進みください。

既にサポートIDをお持ちのお客様で、既存のサポートIDとは別に管理されたい場合も、「登録お申込み」にお進みください。新しいサポートIDを発行いたします。

■ 既存のサポートIDに追加登録する場合（追加登録）

「追加お申込み」にお進みください。

既にサポートIDをお持ちの場合、既存のサポートIDにサポートパックを追加登録することもできます。追加登録の際、「NECサポートポータル」へログインしますので、事前にユーザIDとパスワードをご用意ください。

登録手続き全般に関するご不明点は、NECサポートパック登録受付センターへお問い合わせください。

NECサポートパック登録受付センター

e-mail : SupportPack@support.jp.nec.com

電話番号 : 03-3454-6818

受付時間 : 月曜日～金曜日 / 9:00～17:00

※国民の祝日に関する法律に定める休日およびNEC所定の休業日は除きます。

2. 3 お知らせメールの内容に従って「本登録する」（初回登録時のみ）

お客様情報の登録後、ご登録いただきました「利用管理者」様および「利用管理者代行」様宛に、**登録受け付けを電子メールでお知らせ**します。新しいユーザIDを発行された場合は、仮ユーザIDと初期パスワードとともにお知らせします。仮ユーザIDはサービス利用に制限がありますので、お知らせメールに記載の手順に従って本登録を行ってください。

2. 4 登録完了を確認する

弊社での登録手続き完了後、「NECサポートポータル」のご契約者様専用画面にて登録完了をお知らせいたします。「NECサポートポータル」にログインし、以下のメニューからご確認ください。



NECサポートポータル

<https://www.support.nec.co.jp/>

ご契約確認・各種手続き

↳ サポートパック／サポートバンドルの登録

↳ **登録状況の確認**

第3章 サービスの利用方法

3. 1 修理を依頼する

保守対象製品に障害が発生しましたら、「連絡先シール」に記載の障害コール受付窓口（コンタクトセンター）までご連絡ください。なお、お客様からの障害コール受け付けの際、PC本体の型番および製造番号を確認させていただきますので、事前にご確認いただきますようお願いいたします。

3. 2 登録済みの設置場所やオプション機器などの情報を変更する

ご登録いただきました対象製品の設置場所が変更となる場合は、「NECサポートポータル」にて設置場所変更の手続きを必ず行ってください。

3. 3 保守作業履歴を参照する

「NECサポートポータル」にログインして、保守作業履歴を参照することができます。

SupportPack サービス仕様書

本内容は「SupportPack サービス実施条件」(以下サービス実施条件といいます)の一部をなすものであり、本サポートパックで提供されるサービス(以下本サービスといいます)のサービス仕様です。本内容はサービス実施条件に優先して適用されます。

1. サービス提供期間

サービス実施条件第3条(本サービスの提供期間)のとおりとします。

2. 対応時間について

- 週連続5日間および6日間の場合は起算曜日を選択することができ、起算曜日を起点とした連続した日が対応日となります。(連続5日間の場合の例:月曜日～金曜日、火曜日～土曜日など。)
- 対応時間内に国民の祝日等法律に定める休日、年末年始およびNECが定める休業日(以下祝日等といいます)が含まれる場合、当該祝日等も本サービスの対象となります。
- 対応時間の定めにかかわらず、「障害受付および障害原因の切り分け」については、24時間365日対応します。

3. 提供サービスの内容

3.1 出張修理(オンサイト保守サービス)

3.1.1 前提条件

お客様は、本サービスの提供を受けるにあたり、次の各号に定める条件を承諾するものとします。

- 本サービスの提供場所および対象製品の設置場所は日本国内に限定されるものとし、本サービスの提供にあたり使用される言語は、お客様およびNECともに日本語とします。
- NECは、お客様に対し事前に通知したうえで問合せ窓口の電話番号およびNECサポートポータルURLを変更することができるものとします。
- 障害が発生している対象製品の特定は、お客様の責任で実施するものとします。
- 対象製品が本サービス仕様書、サービス実施条件、使用許諾契約、保守条件等、その他NECにより指定された条件と異なる条件において使用された場合、NECによる当該対象製品に対する本サービスの提供ができない場合があります。
- 本サービスおよび使用許諾条件等の一部または全部につき、対象製品の製造元の都合により事前の通知なく変更される場合があります。
- 3.1.3に定めるお客様の協力事項を、お客様の責任で実施するものとします。

3.1.2 出張修理(オンサイト保守サービス)の内容

- 障害受付および障害原因の切り分け
お客様より対象製品に障害が発生した旨の通知を受け付け、障害原因の切り分けを行います。
- 障害復旧
(1)の切り分けの結果、対象製品を構成する部品に原因があると考えられる場合、保守作業員を派遣し、障害の復旧に必要な作業、動作確認およびお客様への報告を行います。
- 情報漏洩対策強化版の追加サービス
情報漏洩対策強化版の場合、以下のいずれかのサービスが追加されます。
 - ・HDD情報漏洩防止サービス
NECが交換した記憶装置(ハードディスク/SSD)をお客様にお渡します。
 - ・データ消去サービス
NECが交換した記憶装置はNECで引き取りのうえ、再利用不可の処理をおこない、後日お客様に報告書をお渡します。

3.1.3 お客様の協力事項

- お客様は、NECが求めた場合、速やかにサポートIDを提示するものとします。
- 本サービスの提供を受けるのに必要なログイン名、パスワードおよびライセンスキー等の情報はお客様が管理をおこなうものとします。
- お客様は、故障部品に設定されている機密情報および個人情報に関する設定情報およびデータをお客様の責任にて消去した上でNECに引き渡すものとします。NECは、故障部品に残された各種情報の削除等につき、一切の責任を負わないものとします。
- 障害復旧までの間、NECが必要と判断した場合、お客様は一時的な手順または対策を用いるものとします。
- 本サービスの提供にあたり、対象製品の作業実施前の業務退避および、作業完了後の業務復帰は、お客様が処置するものとします。
- お客様は、対象製品の障害復旧作業に必要な設備(クライアントPC、コンソール、キーボード、マウス等)をNECの保守作業員が操作可能な場所に準備するものとします。

- お客様は、本サービスをおこなうために保守作業員が対象製品の設置場所に立ち入ることをあらかじめ承諾するとともに、当該保守作業員が本サービスを行うために必要となる作業場所、備品、記録媒体その他の消耗品、電力、水道等を無償で提供するものとします。なお、NECは、保守作業員が対象製品の設置場所に立ち入るにあたり、事前にお客様がNECにお客様の安全規則、衛生規則等を通知した場合、当該保守作業員を含め当該規則等を遵守するものとします。
- お客様は、NECが別途指定する対象製品の設置環境条件(対象製品の正常な稼働のためにNECが指定する対象製品の設置場所における入力電源、温湿度、塵埃、振動、電界および磁界、接地条件、対象製品に有害な塩気および有機ガスならびに作業スペース等の条件)を、対象製品の設置場所において常に整備、維持するものとします。
- お客様は、本サービスを提供するために必要な情報をNECに提供するものとします。
- お客様は障害製品を送付する場合、輸送中に破損等が発生しないように梱包し、精密機器扱いにて送付するものとします。梱包の不備などにより輸送中に破損したと認められる場合、NECは修理費用をお客様に請求できるものとします。

3.1.4 除外作業

次の各号に定める作業は、本サービスの対象外とします。ただし、お客様の要請に対しNECが必要と認めた場合は、お客様およびNEC別途協議の上、実施時期、費用その他必要事項を決定し、これらの作業を行うものとします。

- 対象製品の増設、増設、移設、撤去および機能追加に関する作業および立会い
- お客様の要求による対象製品の改造
- 対象製品の日常の清掃、点検および運転
- ノートパソコン・UPS等のバッテリーパック、フロッピーディスク等の記録媒体、インクリボン、用紙、その他の消耗品の供給、交換作業等
- 天災地変、落雷、不可抗力、その他お客様およびNECのいずれの責にも帰すことができない事由による対象製品に生じた故障(対象製品のNECへの輸送中に生じた故障、または対象製品の仕様の如何によらず内部へ侵入した液体・塵埃もしくは衝撃・振動・落下等により生じた故障等)の修理
- 設置もしくは使用環境条件に反したことにより対象製品に生じた故障の修理
- NECの指定品以外の記録媒体その他の消耗品を使用したため、または記録媒体その他の消耗品の保管不備のために対象製品に生じた故障の修理
- お客様または第三者の不適切な使用または取り扱いにより対象製品に生じた故障の修理
- NECおよびNECが承諾した者以外が作成したプログラム、ハードウェア等に起因する対象製品の事故の調査および故障の修理
- 対象製品の塗装および仕上げ作業ならびに当該作業に必要な資材の供給
- 電気作業および回線接続のための立会い
- 対象製品内のデータの保護、バックアップおよび削除
- 対象製品の中に含まれる現金、有価証券等の取り出し、入替および管理
- NECの供給によらない補助部品、付属品等の修理
- 対象製品に関する技術支援および教育の実施
- お客様が対象製品に対し行った個別設定の復旧作業、お客様が開発したアプリケーションの復旧作業およびお客様データの復旧作業
- 機器の故障原因の報告
- 対応時間外のサービス提供
- 予備品の調達、保管

3.1.5 交換部品の回収

本サービスの提供に伴って交換された故障部品および老朽部品は、NECが回収します。ただし、情報漏洩対策強化版でHDD情報漏洩防止サービスを選択した場合は除きます。

3.1.6 対象外製品

対象製品が老朽化し、本サービスの実施によっても正常な稼働が不可能であるとNECが判断した場合、お客様とNECとの間で別途協議のうえ当該対象製品の以後の取り扱いを決定するものとします。

SupportPack サービス実施条件

日本電気株式会社(以下NECといいます)は、SupportPack サービス仕様書(以下サービス仕様書といいます)に定めるサービス(以下本サービスといいます)を本SupportPack サービス実施条件(以下本サービス実施条件といいます)に基づき、本サポートパックの購入者(以下お客様といいます)に提供するものとします。

第1条(登録)

- 1) 本サービスをご利用いただくには、本サービス実施条件およびサービス仕様書に同意されたうえで、本サポートパックご購入日(検収日)から30日以内に、NECが別途定める方法にてNECへ本サービスを利用する為に必要となるお客様の情報(以下お客様情報といいます)ならびに本サービスの対象となる製品(以下対象製品といいます)およびその設置場所等に関する情報(以下対象製品情報といいます)を登録申請いただく必要があります。
- 2) NECは、お客様または前項の登録申請を代行する者(以下登録申請者といいます)から受領したお客様情報および対象製品情報を登録後、登録が完了したことをWeb、電子メールまたはその他の方法にてお客様または登録申請者に通知いたします。NECは本通知をもって、NECが本サービス実施条件に基づく本サービスを行うことを承諾した証とします。
- 3) NECは、合理的な理由がある場合を除き、お客様または登録申請者からの登録申請に基づく本サービス提供の承諾を拒絶しないものとしますが、万一当該承諾ができない事由が生じた場合には、NECが登録申請を受け取った日から30日以内に、NECが定める方法によりお客様に承諾拒絶の通知をするものとします。その場合、お客様から本サポートパックのご購入元に対し承諾拒絶の通知と、領収書その他の購入を証するものをご提出いただければ、これと引き換えに当該ご購入元から代金を返金いたします。
- 4) お客様は、(2)に基づき登録されたお客様情報または対象製品の設置場所等の情報に変更が生じる場合、当該変更日の30日前までにその内容をNEC所定の方法によりNECに通知するものとします。お客様は、かかる通知を怠ったことにより実際の情報と登録された情報と不一致がある場合、NECが本サービスをお客様に提供できないおそれがあることをあらかじめ承諾するものとします。

第2条(代金の不返金)

お客様が本サポートパックご購入日(検収日)から14日以内に本サービス実施条件およびサービス仕様書にご同意いただけないことにより本サポートパックを返却された場合を除き、NECは、理由の如何を問わず本サポートパックの代金を返金いたしません。

第3条(本サービスの提供期間)

- 1) 本サービスの提供開始日は、第1条(2)に基づきNECによる登録完了通知の発効日とします。
- 2) 本サービスの提供終了日は、対象製品のご購入日(検収日)から起算して、ご購入されたサポートパックの年数を経過した日までとします。
- 3) 前項の規定にかかわらず、本サービスの提供終了日前に対象製品の保証書に定める保守部品の保有期限が到来した場合、代金をもって本サービスの提供を終了します。この場合も、本サポートパックの代金の全部または一部返金はいしません。

第4条(本サービスの利用中止)

本サービスの提供終了日前にお客様が本サービスのご利用を中止した場合、またはNECが第13条(反社会的勢力との取引排除)第2項もしくは第14条(本サービスの利用提供関係の終了)第1項もしくは同条第2項に基づき本サービスの全部または一部の利用提供関係を終了した場合であっても、本サポートパックの代金を返金いたしません。

第5条(お客様の協力)

- お客様は、本サービス実施条件およびサービス仕様書にお客様の協力すべき作業が規定されている場合、当該作業を誠実に実施するものとします。
- 1) NECは、NECが本サービスをお客様に提供するにあたり必要と判断した場合、お客様に対し、次の各号に定める協力を要請することができるものとし、お客様は、NECからの当該要請に応じるものとします。
 - (1) 必要な資料および情報をお客様の費用と責任においてNECに提供すること。
 - (2) 必要な通信環境をお客様の費用と責任において準備すること。
 - (3) NECが本サービスの提供を行うために必要な範囲内で対象製品の稼働を停止すること。
 3. お客様は、前項各号に定める要請の対応に不備がないことについて責任を負うものとし、当該要請の対応に不備があった場合には、お客様は、これに起因する本サービスの提供を受けられない可能性があることを了承するものとします。この場合において、NECは、本サービスが提供できないこと等につき、何ら責任を負わないものとします。
 4. お客様は、対象製品を正しく運用するために、対象製品に関する操作マニュアル等で指定された日常保守・操作手順等を遵守するものとします。
 5. お客様は、対象製品の故障、不適切な使用または本サービスの提供に伴う対象製品の稼働の停止によるコンピュータ・プログラムおよびデータの破壊、消滅

に備え、お客様の費用と責任において適切な措置を講じておくものとします。

第6条(お客様の負担する費用)

- お客様は、次の各号に定めるお客様に生じた費用を直接負担するものとします。
- (1) 本サービスの提供を受けるために要した記録媒体その他の消耗品に係る費用
 - (2) 本サービスの提供を受けるために要した電気料金等の光熱費
 - (3) 本サービスの提供を受けるために要した通信費
2. お客様は、次の各号に定めるNECに生じた費用をNECに支払うものとします。
- (1) 本サービスを提供するためのNECの技術員による船舶、航空機等の交通機関の利用ならびに宿泊に要した費用ならびに日当

第7条(責任の制限)

NECは、対象製品に生じた障害に対する本サービスの実施に契約不適合(本サービスの実施後、3ヶ月以内に同一原因による同一障害が再発した場合をいいます。以下同じ。)があった場合、本サービスのサービス提供期間内およびサービス提供期間が終了した日から1年間に限り、本サービスをすみやかに再実施するものとします。

1. 前項に該当する場合にNECが負うべき責任は、前項に明記された本サービスの再実施に限られるものとし、その他、法律上の契約不適合責任および損害賠償責任を含むいかなる責任も負わないものとします。

第8条(再委託)

NECは、本サービスに係る業務の一部または一部を、NECの費用と責任において第三者に再委託(再々委託等を含み、以下同じとします)できるものとします。

第9条(秘密保持義務)

お客様およびNECは、本サービスの履行に関連して相手方から開示を受ける情報であって、次の各号の一に該当する情報(以下秘密情報といいます)を、受領後3年間(個別の秘密情報の性質に鑑み、お客様およびNECが協議のうえ書面にて合意した場合は、当該書面に記載された期間とします)、相手方の書面による事前の承諾を得ることなく第三者に開示または漏洩しないものとします。

- (1) 秘密である旨が明示された技術資料、図面、その他関係資料等の有体物または電子データにより開示された情報
- (2) 秘密である旨を告知したうえで口頭にて開示される情報であって、かかる口頭の開示後14日以内に、当該情報の内容を書面にし、または電子データとして記録し、かつ、当該書面または電子データにおいて秘密である旨を明示して提供されたもの
2. 前項の規定にかかわらず、お客様およびNECは、次の各号の一に該当することを自ら証明する情報については、秘密情報として取り扱わないものとします。
- (1) 開示の時に、既に公知であった情報または既に自分が保有していた情報
- (2) 開示後、自己の責によらず公知となった情報
- (3) 自己が秘密保持義務を負うことなく、第三者から適法に入手した情報
- (4) 自己が独自に開発した情報

3. 第1項の規定にかかわらず、NECは、本サービスの履行に合理的に必要な範囲内で、前条(再委託)に従い業務を再委託した第三者に対し、お客様の秘密情報を開示することができるものとします。この場合、NECは、当該第三者に秘密保持義務を課すものとします。

4. 第1項の規定にかかわらず、お客様およびNECは、政府機関、裁判所等(以下公的機関等といいます)から法令に基づき秘密情報の開示を要求された場合、①相手方に対し法律上認められる範囲内で当該開示要求の事実を事前に通知することにより秘密情報の開示差止め命令または公開禁止に必要な手続きをとる機会を与え、かつ、②当該公的機関等に対し秘密情報の秘密性に即した取り扱いがなされるよう要請したうえで、当該公的機関等に対して当該秘密情報を開示することができるものとします。

第10条(マイナンバーの取り扱い)

- NECは、本サービスに関して個人番号(「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)」第二条第5項に定めるものをいいます)をその内容を含む電子データ(対象製品に保存されているものを含みます)および印刷物等(以下、あわせて電子データ等といいます)を取り扱わず、お客様から受領したメモリダンプ内の個人番号をその内容を含む電子データを再読しないものとします。
2. お客様は、対象製品または対象製品に内蔵される記憶装置等(記録媒体を含みます)に個人番号をその内容を含む電子データが保存される可能性がある場合、個人番号の収集および取り扱いを防止するための措置として、当該対象製品および当該記憶装置等に対するログイン・認証および電子データの暗号化等のアクセス制御を行うものとします。なお、当該アクセス制御が行われていないことが判明した場合、NECは、当該アクセス制御の実施またはその他の必要な措置が講じられるまで、合理的な範囲内で本サービスの一部または全部の提供を中断できるものとします。
 3. お客様は、本サービスに関してNECに対し個人番号をその内容を含む電子データ等を提出する場合、事前にNECに対してその旨を通知するものとします。

NECは、当該事前通知なく受領した電子データ等につき個人番号をその内容に含まないものとして取り扱うものとします。なお、当該事前通知なく受領した電子データ等に個人番号が含まれていることが判明した場合、直ちに当該電子データ等の取り扱いを中止し、これをお客様に返却または破棄することができるものとします。

第11条(サポートID等の取り扱い)

お客様は、お客様が本サービスを利用するためにNECが提供するサポートID、ユーザID等およびそのパスワード(以下サポートID等といいます)を、第三者に開示、貸与、共有しないものとし、サポートID等が漏洩することのないよう、自己の費用と責任において厳重に管理するものとします。サポートID等の管理不備、使用上の過誤および第三者の使用等(以下使用過誤等といいます)によりお客様または第三者が損害を被った場合であっても、NECは一切責任を負わないものとし、お客様は、使用過誤等によりNECが損害を被った場合、当該損害を賠償するものとします。また、第三者がサポートID等を用いて本サービスを利用した場合、当該利用はお客様による利用とみなされるものとし、お客様はかかる利用についてのサービス料金の支払いその他の債務一切を負担するものとします。

第12条(権利義務譲渡の禁止)

お客様は、NECの事前の書面による同意なくして、本サービス上の地位を第三者に承継させ、または本サービスから生じる権利義務の全部もしくは一部を第三者に譲渡し、引き受けさせもしくは担保に供してはならないものとします。

第13条(反社会的勢力との取引排除)

お客様およびNECは、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを相互に確約します。

- (1) 自己または自己の役員が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体または暴力団関係者、総会屋、その他の反社会的勢力(以下反社会的勢力と総称します)であること
 - (2) 自己または自己の役員が、反社会的勢力を利用すること
 - (3) 自己または自己の役員が、反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供給するなど反社会的勢力の維持運営に協力し、または関与すること
 - (4) 自己または自己の役員が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (5) 自らまたは第三者を利用して、相手方に対し暴力的行為、誹謗、脅迫的言辭を用い、相手方の名誉や信用を毀損し、また、相手方の業務を妨害すること
 - (6) 自らまたは第三者を利用して、相手方に対し法的な責任を超えた不当な要求行為を行うこと
2. お客様およびNECは、相手方が前項の確約に違反して、前項各号の一に該当することが判明した場合、相手方に対し何らの催告をすることなく、本サービスの全部または一部の利用提供関係を終了することができるものとします。
3. お客様およびNECは、相手方が第1項各号の一に違反した疑いがあると合理的に認められる場合は、当該違反の有無を確認することを目的として調査を要求することができるものとし、相手方は、当該調査に協力します。

第14条(本サービスの利用提供関係の終了)

お客様およびNECは、相手方の責に帰すべき事由により、相手方が、本サービス実施条件およびサービス仕様書に定める義務を履行せず、相当の期間を定め催告をなした後も、なおその期間内にこれを履行しない場合は、本サービスの全部または一部の利用提供関係を終了することができるものとします。ただし、相手方の義務履行違反が本サービス実施条件および取引上の社会通念に照らし軽微であるときを除くものとします。

2. お客様およびNECは、相手方が次の各号の一に該当する場合、何らの催告を要することなく本サービスの全部または一部の利用提供関係を終了することができるものとします。

- (1) 仮差押、差押、競売の申立もしくは租税滞納処分を受け、または破産、会社更生手続もしくは民事再生手続その他これらに類する手続の申立がなされたとき
 - (2) 自ら振出しもしくは引受けた手形または小切手につき、不渡処分を受ける等支払停止状態に至ったとき
 - (3) その他財産状態が悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき
3. お客様またはNECは、自己が前項各号の一に該当する場合、相手方に対し負担する一切の金銭債務につき当然に期限の利益を喪失し、直ちにこれを弁済するものとします。
4. お客様およびNECは、本サービスの全部または一部の利用提供関係を終了する場合、第13条(反社会的勢力との取引排除)第2項および本条(本サービスの利用提供関係の終了)に基づいてのみ本サービスの全部または一部の利用提供関係を終了することができるものとします。

第15条(損害賠償)

お客様およびNECは、本サービス実施条件およびサービス仕様書に定める義務に自己の責めに帰すべき事由に起因して違反したことにより相手方に損害を与えた場合には、その損害額等についての協議のうえ、本サービスの利用提供関係を終了の有無および請求原因の如何を問わず、本サポートバックの代金としてNECがお客様から受領した総額を損害賠償累積額の限度として、賠償義務を負うものとします。

2. 前項の規定にかかわらず、お客様およびNECは、請求原因の如何を問わず、当事者の責に帰すことができない事由から生じた損害、当事者が予見すべきであったか否かを問わず特別の事情から生じた損害、間接損害、拡大損害および逸失利益(予想されるコスト削減分を含みます)については、賠償義務を負わない

ものとし、

3. お客様およびNECは、相手方が本サービス実施条件およびサービス仕様書に違反した場合であっても、自己が被る損害または損失を最小限にとどめる義務を負うものとします。

4. お客様またはNECによる本条の損害賠償の請求は、請求原因の如何を問わず、本サービスに基づく履行義務違反を知り得た時から1年以内に限り行うことができるものとします。

第16条(不可抗力)

地震、台風、洪水、噴火、津波その他の天変地異、戦争、暴動、騒乱、疫病、感染症、労働争議、法令または規則の変更、政府行為等、当事者が合理的に支配できない事由(以下不可抗力事由といいます)により本サービスの全部または一部の提供に遅延または履行不能が生じた場合、お客様およびNECは、相手方に対して債務不履行の責任を負わないものとし、ただし、金銭債務についてはこの限りではありません。

第17条(輸出管理)

お客様は、本サービス実施条件およびサービス仕様書に基づきNECから受領した物品および情報を輸出する場合には、外国為替及び外国貿易法その他の輸出関連法令(米国輸出管理法その他の外国の輸出関連法令が適用される場合はそれらの法令を含みます)を遵守するものとします。

第18条(存続規定)

第4条(本サービスの利用中止)、第7条(責任の制限)、第9条(秘密保持義務)、第10条(マイナンバーの取り扱い)、第12条(権利義務譲渡の禁止)、第13条(反社会的勢力との取引排除)、第14条(本サービスの利用提供関係を終了)第3項、第15条(損害賠償)、第17条(輸出管理)、本条、第19条(管轄裁判所)およびその他性質上本サービスの利用提供関係が消滅した後も存続すべき規定は、本サービスが期間満了その他の理由の如何を問わず終了した後も、なおその効力を有するものとします。

第19条(管轄裁判所)

本サービスに関連して発生したお客様とNECとの間の紛争については、訴訟の如何にかかわらず、東京簡易裁判所または東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

